私は通告どおり、一問一答で、以下5テーマについて質問いたします。

はじめに

ヤングケアラーへの支援について、こども未来局長にうかがいます。

質問①

ヤングケアラーはいまや大きな社会問題で、厚労省も2022年度から3年間を「集中取組期間」と位置付け、地方自治体の支援体制を強化するとしています。私は、2021年12月議会の一般質問で、ヤングケアラーの問題点として、当事者意識が低いこと、当事者であっても同世代の友達に打ち明けにくいなどの調査報告結果から、児童生徒への啓発も必要であることを指摘しました。今回、他会派へのご答弁で「子どもたちへの啓発に取り組む」とされましたが、どのようなツールで啓発していくのか、うかがいます。また、国が作成したポスターやリーフレットは活用するのか、うかがいます。その掲示場所、配布先についても、うかがいます。

答弁①

ヤングケアラーの啓発についての御質問でございますが、

子ども自身が負担を感じた場合には、SOSを発信し相談できるよう、国や他都市において作成している啓発カードや、リーフレットなどを参考に、わかりやすい子どもへの広報資料を検討してまいります。また、ヤングケアラーの概念を、子どもを含め広く国民に周知するために、国が作成したポスターとり一フレツトにつきましては、学校、区役所、児童相談所等の関係機関への配布を始めたところでございます。

質問②

神奈川県では今年5月に「かながわヤングケアラー等相談LINE」を、6月に電話相談窓口も開設しました。本市でも子どもへの啓発ツールの検討が始まったことは一歩前進と受け止めますが、それだけでよいのでしょうか。ヤングケアラー支援の先進国、イギリスでは生徒手帳にもヤングケアラーの定義や支援体制が記載され、学校の昼休みなどに当事者の子どもたちが気軽に集い、情報交換できる場も設けられるなど、ヤングケアラーの存在が学校や社会に自然に溶け込んでいます。当事者も「ヤングケアラーであることを友達に隠すことはない」と言います。このように社会意識を醸成していくためには、ピアサポートや居場所づくりが必要ではないでしょうか。国の2022年度予算では、そうした取り組みを支援する「ヤングケアラー支援体制構築モデル事業」として、ピアサポート等相談支援には１指定都市あたり1,700万円余、オンラインサロン運営支援には720万円余を基準補助額としています。本市でも、こうした国の補助金を活用し、居場所づくりに取り組むべきです、うかがいます。

答弁②

ヤングケアラー支援の取組についての御質問でございますが、

ヤングケアラー１人ひとりが抱える家庭の課題は様々であり、その置かれた状況に応じて相談しやすい環境を整えることが重要と吉えておりますので、本市においては、地域みまもり支援センターをはじめとした市の関係部署や、県など関係機関とも連携し、様々な相談機関が個々の悩みを受け止め、一人ひとりの支援ニーズに寄り添った相談支援が行えるよう、まずは体制の充実に取り組んでまいります。

使える国の補助金をぜひ活用していただきたいと思います。

質問③

支援策と同様国は、実態調査にも1指定都市あたり740万円余を補助するメニューを用意しています。昨年2021年度から今年度にかけて、神奈川県下でも、当事者ニーズにかみ合った支援を考えるうえでもヤングケアラーの実態把握が必要と、小田原市、海老名市、横浜市などが実態調査に乗り出しています。本市でも実態調査を実施すべきです。うかがいます。

答弁③

実態調査についての御質問でございますが、

令和2年11月に実施した「川崎市子ども・若者調査」において、中学校2年生に対する設問で「学校の部活動や生徒会活動、地域のスポーツクラブや文化クラブに参加していない」理由の選択肢のうち「家族の世話・家事などがあるから」を挙げた人数は2,811人中16人でございました。また、 16歳から30歳までの若者に対する「過去又は現在、家族・家庭でつらい体験をしたことがあるか」という設問で、複数回答のうち「親や親せき、きょうだいの世話や介護をしないといけなかった」を選択した人数は、 1,184人中33人でございました。こうした調査結果から、ヤングケアラーは市内に一定数存在しているものと認識しているところでございまして、第2期子ども・若者の未来応援プランに基づき、教育・福祉・保健・雇用等、多分野に展開する子ども・若者支援を総合的に進めてまいります。

2020年の調査で、ヤングケアラーの存在実態はある程度把握しているとのことですが、悉皆調査ではありません。厚労省の調査では小学生の6.5％、小田原市でも小学生の5.6％がヤングケアラーに該当するという結果が出ており、これを受け横浜市では小中高生76,000人規模で実態調査に踏み切っているのです。これまでも繰り返し求めてきましたが、本格的な実態調査を改めて求めておきます。また、ヤングケアラーが抱える問題は卒業後の進路に、一生の問題に関わります。他都市の先例も参考に支援の在り方の検討を改めて求めておきます。このテーマに関しては引き続き注視してまいります。

次に、

多摩区総合庁舎外壁改修工事に伴う市民館の利用制限について、多摩区長にうかがいます。

質問①

多摩区総合庁舎は、区役所、保健所、市民館、図書館、休日急患診療所などからなる複合施設として1996年9月に竣工。各種行政手続き、健診等のほか、市民館は文化行事やサークル活動などで多くの区民が利用しています。その総合庁舎が築26年目となる今年度、7月から2024年1月まで、施設の長寿命化を目的とした庁舎外壁改修工事が行われ、工事期間中は市民館の会議室・教養室の貸し出しが休止されるとのことです。外壁改修工事でなぜ施設利用ができないのか、うかがいます。また、貸し出し休止対象室数、休止期間についても、うかがいます。また、周知方法についても、うかがいます。

答弁①

多摩市民館会議室等の貸出の休止についての御質問で ございますが、多摩区総合庁舎では、資産マネジメントにおける施設の長寿命化の取組の一環として、将来の施設の修繕費・ 更新費の縮減・平準化に向けた取組を進める観点から、 令和4年7月から令和6年1月にかけて庁舎外壁の改修 工事を予定しております。 工事期間のうち、令和4年10月から令和5年2月の間は、タイルのビン打ち等の非常に大きな音の発生を伴う工事が予定され、会議室等の利用には適さない環境と なる状況が見込まれることから、工事を行わない夜間帯を除き、会議室7室、教養室等8室の計15室の利用を 休止するものでございます。 利用者への周知方法につきましては、多摩市民館だより、市政だより多摩区版、多摩区ホームページ及び館内 掲示により、お知らせしてきたところでございます。

質問②

休止期間は今年10月～来年2月末までの4か月間、会議室・教養室が、夜間帯以外は貸し出し休止となるとのことです。施設の利用状況は、コロナ前の2017年度で、会議室が66.2％、教養室が55.0％でした。団体別利用状況を見ると、団体・サークルによる利用が会議室で64.7%、教養室で81.9％と、圧倒的多数を占めています。これまで市民館を利用されてきた団体・サークルにとって、4か月間のブランクは活動に大きく影響します。コロナ感染拡大が落ち着き、これから本格的に活動を再開したい時期でもあります。たとえば、生田出張所や近隣施設との協議で、この間の代替施設は用意できないのか、うかがいます。

答弁②

休止期間中における対応についての御質問でございますが、 市民館の利用が休止となる期間につきましては、社会 教育施設として市民の学習・文化活動の拠点である市民 館の利用目的や、利用方法に準じ.る形で利用することの できる代替施設を確保することは難しいものの、引き続き貸出しを行う夜間の他、他区の市民館・分館、利用可 能な他の公共施設につきまして、丁寧に御案内をさせて いただきたいと考えております。 なお、今後、 7月中旬に施工業者を決定し、工期の詳 細を調整いたしますので、調整後の工事の予定等も踏まえながら、利用者への影響に配慮してまいりたいと存じます。

代替施設は難しいとのことですが、高齢者や子どもなど夜間利用が難しい方もいます。昼間利用が可能な既存会議室等の時限的利用条件の緩和などを検討していただくことと、利用者への丁寧な案内を改めて求めておきます。

次に

登戸小学校の教室不足解消計画について、教育次長にうかがいます。

質問①

登戸区画整理事業において、登戸小学校区である51街区では25階建て241戸を有するタワーマンション建設が計画され、その条例環境影響評価準備書では、登戸小学校に教室不足が生じることが指摘されています。教室不足数や対策等について、事前にうかがったところ、本年5月現在、登戸小学校の普通学級の児童数は713名、23学級ですが、51街区のマンション供用時となる2025年度には児童数854名、28学級、現行推計の最終年度である2027年度には児童数953名、31学級と予測。既存校舎で対応できる最大29学級までは教室の転用で対応し、2教室が不足する2027年度には増築による教室確保を予定しており、本年度中に校舎増築等基礎調査を実施し、供用開始は2027年度とのことです。学級増に伴い当然教職員数も増えます。しかし、学校での聞き取りによれば「職員室はすでに手狭で、増員には対応できない」とのことでした。職員室の拡充も必要と考えますが、うかがいます。

答弁①

職員室の狭隘化についての御質問でございますが、職員室の狭隘化は、重要な課題であると認識しておりますので、対応につきましては、今年度実施する基礎調査において検討してまいります。

質問②

普通教室は余裕教室等の転用により、不足分を確保するとのことですが、特別教室の転用も行うのか、うかがいます。その場合、特別教室が減ることで、時間割変更やそれらに伴う児童、教職員への影響はないのか、うかがいます。

答弁②

特別教室についての御質問でございますが、 現在、普通教室への転用につきましては、多目的室や PTA会議室等を想定しており、図工室・家庭科室等の 「特別教室」は転用しない予定でございますので、これ による影響はないものと考えております。

質問③

校舎増築はどのような内容となるのか、具体的にうかがいます。また、増築場所について検討されているのか、うかがいます。そのほか、増築で課題となっている点についても、うかがいます。

答弁③

施設整備についての御質問でございますが、はじめに、計画施設の概要につきましては、普通教室6教室、多目的教室その他諸室を検討しているところでございます。

次に、増築場所及び施設整備に当たっての課題についてでございますが、現在、基礎調査に着手したところでございますので、現況調査を基に増築場所の検討及び課題の洗い出しを行い、整備内容について検討してまいります。

質問④

多目的室は増築校舎に設置されますが、供用開始は2027年度です。2025年度までは既存校舎で不足教室を補わねばならず、約2年間は多目的室がなくなります。学校長は「多目的室は1学年が集まれる規模で、修学旅行の説明や学年の文化行事等で活用してきた。集団的な学びの場として重要。使えないのは困る」と述べています。ブランクがないよう増築スケジュールを前倒しすべきと考えますが、うかがいます。

答弁④

増築スケジュールについての御質問でございますが、

具体的なスケジュールにつきましては、基礎調査の結果を踏まえ検討してまいりますが、現時点では可及的速やかな対応と考えており、これ以上の前倒しは困難であると認識しております。また、増築棟竣工までにおける多目的室の代替といたしましては、例えば、体育館を活用するなど、工夫する必要があるものと考えております。

児童数増加に伴っては体育館、給食室、わくわくプラザなど、さまざまな施設で課題が生じます。教室不足についても既存校舎での教室転用、新たな校舎増築ともに、児童や教職員への負担がないよう、現場の声をよく聞き、速やかできめ細やかな対応を求めておきます。

次に

五ヶ村堀緑地の再整備について、建設緑政局長にうかがいます。

質問①　⇒ディスプレーお願いします。

多摩区登戸にある五ヶ村堀緑地は、二ヶ領用水の新川に沿って整備された緑豊かな緑地公園で「水と緑のプロムナード」として親しまれてきました。ここは小田急線向ヶ丘遊園駅から川崎市藤子・F・不二雄ミュージアムや川崎市生田緑地バラ苑に徒歩で向かうときの遊歩道でもあり、地元住民だけでなく、観光客にも利用されています。当初は、どのように整備されたのか、うかがいます。植えられた樹種、本数などについても、うかがいます。

答弁①

五ケ村堀緑地についての御質問でございますが、 当該緑地につきましては、小田急線向ケ丘遊園駅の南側約300メートルに位置し、三ケ領用水に並行・隣接 する 1,668平方メートルの都市緑地でございます。 当初整備につきましては、昭和60年、 61年の2か 年で整備しており、五ケ村堀の暗渠化に伴い、その地上 部を、水と緑を感じながら歩ける遊歩道として整備した ものでございます。 植栽された樹種及び本数といたしましては、当時の設 計図書によりますと、クロガネモチ、クスノキなどの高 木が44本、キンモクセイなどの中木が317本、ニシ キギ、クルメツツジなどの低木が2,980株でございます。

⇒ディスプレー変える

質問②

五ヶ村堀緑地は、旧ダイエー側には高さ20ｍにも及ぶクスノキ11本をはじめ、モチノキ、アラカシなどが植えられ、心地よい緑陰が形成されていました。しかし、2022年1月14日に五ヶ村堀緑地再整備工事が告知され、4月には緑地は封鎖。そしてダイエー側の樹木はほぼ撤去され、現在に至っています。緑地に隣接するダイエー側では野村不動産による7階建てのマンション建設が進んでいます。このダイエー跡地計画について、私は2020年12月議会で質問し、五ヶ村堀緑地にも言及しました。当該地の環境影響評価実施にあたっては「事業者の地域環境への配慮を促す」との答弁でした。また、マンション建設にあたり、開発事業者が2021年4月に行った隣接するマンション管理組合への住民説明会でも「緑地の樹木は切らない」という回答を得ていました。なぜ、市が五ヶ村堀緑地の再整備に至ったのか、理由をうかがいます。再整備計画の決定時期についても、うかがいます。また、マンション開発事業者とは、どのような話し合いが行われたのか、うかがいます。

答弁②

五ケ村堀緑地についての御質問でございますが、当該緑地につきましては、当初整備から30年以上が 経過し、樹木の生長に伴う根や枝の越境などの課題がございました。 そのような中、平成29年4月以降、隣接の商業施設の建て替え計画についての事前相談があったことから、 この計画を注視しつつ、課題の解決に向けた検討をはじめたものでございます。 課題解決にあたりましては、越境した根を切断することが考えられますが、根の切断に伴う倒木の恐れもあったことから、隣接地の士地利用転換の機会を捉えて開発事業者と協議を行うとともに、再整備の具体的な計画を 整理し、この度、本市が樹木を撤去することと併せて、 緑地の整備を進めているところでございます。

質問③

再整備は隣地マンション建設の影響で張り出した高木の根が傷むことにより、倒木の恐れが生じたため、防災目的だったとのことです。しかし、マンション開発事業者からの「樹木伐採はない」という回答とは異なる再整備内容であり、近隣住民から戸惑いの声が寄せられるのは当然のことと思います。ある地元造園業者は「経験から根は南側に太く成長する傾向があり、北側にあたるマンション建設地側にどれだけ張り出していたか疑義がある。東京都では伐採予定の樹木は早い段階で掲示し、住民への周知が徹底されている」と話しています。再整備についての説明は、いつ、どのような形で行われたのか、うかがいます。その際に、住民との充分な合意形成は得られたのか、うかがいます。

答弁③

五ケ村堀緑地についての御質問でございますが、 再整備計画の説明につきましては、工事担当部署が、 本年1月に、当該緑地がある町会や隣接する共同住宅等 に対して説明するとともに、計画の内容について回覧をお願いしましたが、特に御意見もなく、 4月に工事着手 したところでございます。 なお、工事着手後、地元の方から伐採に関する御意見 を頂きましたので、意見を頂いた方に対しましては、改めて、丁寧に説明を行ったところでございます。

質問④

マンション建設地側の樹木は伐採するだけでなく、伐根もクスノキ11本で実施したとのことですが、撤去費用について、うかがいます。また、その費用も含め、再整備工事の総額はいくらになるのか、うかがいます。道路や歩道脇の樹木の根上がり対策は予算の関係でなかなか進捗がみられない現実がありますが、五ヶ村堀緑地再整備費用はどこから捻出されるのか、うかがいます。

答弁④

五ケ村堀緑地についての御質問でございますが、クスノキ11本の伐採などの費用につきましては、処 分まで含めまして、約560万円となっており、緑地の再整備に係る工事費については、約2,716万円となっております。 また、財源についてでございますが、公園緑地の再整 備に・つきましては、近傍における住宅建設事業での緑化基金協力金を活用した都市緑化整備事業費による施工が 可能でございますことから、当該緑地の再整備につきましても、近傍の長尾6丁目地内の事業による協力金を活用し、整備を進めているところでございます。

質問⑤

財源には、緑化基金協力金があてられたとのことです。多額の費用をかけて行われる再整備ですが、五ヶ村堀緑地はどのように整備されるのか、うかがいます。

答弁⑤

五ケ村堀緑地についての御質問でございますが、 整備内容につきましては、生田緑地ばら苑につながる、 開放的で明るい緑道をバラや花木により効果的に季節の 色彩を演出した計画としております。

質問⑥

再整備では桜やバラなどの花木がメインになるとのことで、イメージはこれまでとがらりと変わります。緑化面積という点では、従前と比べてどう変化するのか、うかがいます。

答弁⑥

五ケ村堀緑地についての御質問でございますが、 再整備にあたりましては、利用者の禾Ⅲ更陛や快適陛の 向上を図るため、園路を拡幅しておりますことから、再整備前と比較して、緑化面積は減少しておりますが、サクラやモミジ等の季節の移ろいを楽しめる花木などを植栽しているところでございます。

今回の質問で、再整備計画は商業施設の建て替え計画時点から検討されてきたこと、その財源は緑化基金協力金であることがわかりました。本市の協力金制度では、総面積3000㎡以上のマンション建設をする場合、周辺に一定程度の公園があれば開発規模に応じた協力金を緑化基金に寄付することで公園整備が免除されます。毎日新聞によれば、制度導入の2004年度以降、協力金制度の利用事例が公園整備の対象事業の6割を占めることが報道されています。当該マンション開発業者は別途公園を提供するとのことですが、まちづくりの在り方として、本来、緑を守るための緑化基金を、協力金という形で開発業者の免罪符にしてはならないと思います。また「住民への丁寧な説明」というのであれば、再整備工事ではなく、再整備計画決定時点での説明こそ必要であったことを指摘しておきます。

最後に、

登戸駅前地区市街地再開発事業の住民説明会について、まちづくり局長にうかがいます。

質問①

登戸90街区を中心とした「登戸駅前地区市街地再開発事業」の第1回目の事業者説明会が4月16日～28日に実施されました。説明会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から動画配信による開催となったとのことです。しかし、神奈川県では3月21日にまん延防止等重点措置も解除されていました。いっぽうで登戸51街区のタワーマンションの説明会は、まん延防止等重点措置発令中の1月28日、29日に人数制限はあったものの、対面によるリアルタイムでの質疑応答が可能な教室型で開催されています。5月26日のまちづくり委員会では、説明会に関して「住民に丁寧に説明し意見を求めて欲しいと指導している」とのことでしたが、準備組合に対しなぜ動画配信のみでよしとしたのか、本市の見解をうかがいます。また、説明会の案内はどの範囲で何戸に配布したのか、うかがいます。

答弁①

第1回事業者説明会についての御質問でございますが、 はじめに、地元権利者で構成される再開発準備組合が 開催した説明会につきましては、新型コロナウイルス感 染拡大防止の観点から、動画配信による開催になったと 伺っており、さらに、 2週間の動画配信に加え、インター ネット利用困難者への対応といたしまして、平日の夜間 と休日の日中に、登戸区画整理事務所において、視聴できる場を設けるとともに、資料配付などを行ったところで ございます。 説明会の案内には、同組合事務局の連絡先を記載し、住 民の皆様などからのお問い合わせに対し丁寧に対応できるよう留意したと伺っており、糾備組合の対応は、「低炭 素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」の趣旨 に沿った対応であると考えております。 次に、説明会の周知につきましては、計画建築物の高さ の2倍の範囲、約6,000戸に配付したと伺っておりま す。

質問②

説明会の案内はマンション建設予定地から半径260ｍ以内の各戸に配布したとのことですが、隣接する共同ビルのテナントや当該町内会会長は、説明会開催も、そもそも90街区にタワーマンション建設計画があることすらも知らなかったといいます。これでは、住民への丁寧で十分な説明にはなり得ません。また、第1回の事業者説明会は「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づくものでした。このガイドラインは、環境配慮、都市機能、都市防災、都市空間の４つの視点から評価を行い、ランクに応じて容積率が緩和されるというものですが、一方的な動画配信だけで視聴者は十分理解できたのでしょうか。前述のまちづくり委員会の時点では「意見は整理中」とのことでした。第1回説明会の参加者数と意見数、またどんな意見が出されたのか、集約結果についてうかがいます。

答弁②

 第1回事業者説明会の参加者数等についての御質問で ございますが、 はじめに、動画視聴会場の参加者数は、2日間の合計で、 12名、また、動画の視聴回数につきましては、約250 回と伺っております。 次に、意見書につきましては、13通いただいており、 主な御意見といたしましては、隔尺前の賑わい空間や安全 な歩行者空間の創出」、「防災機能の拡充」「交通環境や小 当交等の確保」等でございます。 御意見の詳細につきましては、現在、準備組合が取りまとめており、第2回事業者説明会において征隔兒明すると ともに、専用のホームページで公開する予定と伺っております。

質問③

第2回目の事業者説明会は6月25日～7月8日までの実施で、今回も動画配信によるとのことです。第2回事業者説明会の内容について、うかがいます。

答弁③

第2回事業者説明会についての御質問でございますが、 説明会の内容につきましては、第1回事業者説明会で いただいた御意見に対する考え方を説明するとともに、 御意見を踏まえた準備組合が考える地域の課題解決や魅 力を高める取組、及び、建物の計画概要について説明し、意見聴取を行うと伺っております。

意見要望です。2回目の説明会では、前回出された意見や質問に対する回答も公表されるようです。しかし第1回目に参加できなかった方にとっては不親切で、すでにHPは削除されており、前回の内容を確認することもできません。　区画整理で様変わりする登戸のなかでも、地域の玄関口ともいえる登戸駅前地区はとりわけ住民の関心が高いエリアです。また、そこに予定されている地下1階地上35階建てのタワーマンション建設計画は、武蔵小杉の先例が示すように、日照、風害、急激な人口増加に伴う諸問題など、周辺住民への影響が大きいため、住民への丁寧な説明と十分な意見交換が必然です。やはり、コロナ感染拡大も下火になっているのですから一方的な動画配信ではなく、リアルタイムに双方向で質疑応答ができる教室型説明会を開催すべきです。またせめて、説明会の実施期間を過ぎた場合も、求めがあれば過去の説明会の動画を配信すべきです。準備組合に対し、しっかり指導していただくことを強く要望し、質問を終わります。